

■都市機能の類型と誘導施設の対象一覧

区分		誘導施設の対象		定義(根拠法令等)
ア 高次都市機能 「高次都市機能誘導区域」を基本的に設定	医療	病院(専門医療)		複数の診療科目を標榜し、高度な専門的診療に対応するとともに、患者の受入等について地域の診療所との連携体制を構築している病院
	福祉	保健・福祉センター		同左
	商業	大規模商業施設		店舗面積 10,000 m ² を超える大規模商業施設(百貨店・専門店等)
	教育	高等学校		同左
		専修学校		
		大学		
	文化	図書館		同左
		博物館・美術館		
		劇場・ホール		
	金融	銀行本店・支店等		同左
情報・交流	コンベンション施設等			
公共	行政施設等		国・県・市等の行政施設	
イ 身近な都市機能 「都市機能誘導区域」を基本的に設定	医療	病院等	鉄軌道駅 周辺型のみ	市民が日常的に利用する内科や整形外科を中心とした診療科目を標榜し、入院機能を有する病院又は有床診療所
		診療所等		
	商業	スーパー・ドラッグストア	鉄軌道駅 周辺型	店舗面積 1,000 m ² を超え、10,000 m ² 以下のスーパー(生鮮食品を扱うもの)・ドラッグストア
			幹線バス路線等 結節点周辺型	店舗面積 1,000 m ² を超え、3,000 m ² 以下のスーパー(生鮮食品を扱うもの)・ドラッグストア
	金融	銀行支店・出張所等	鉄軌道駅 周辺型のみ	同左
	教育	中学校	「宇都宮市公共施設等総合管理計画」を踏まえ、既存施設を最大限活用	同左
		小学校		
公共	行政窓口(出張所等)		国・県・市等の出張所	
ウ 少子・超高齢社会に対応した都市機能 全ての「都市機能誘導区域」に共通に設定	高齢者支援	介護保険サービス提供施設		指定地域密着型サービス事業者の指定を受けた者による当該サービス提供施設 (小規模多機能型居宅介護・認知症対応型通所介護など)
	子育て支援	教育・保育施設等		保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業、事業所内保育事業に係る施設